

1. 粉塵に関わる法律

粉塵に関わる法律は、労働安全衛生法と大気汚染防止法に制定されていますが、この二つの法律の特定粉じん作業と特定粉じんの用語の定義を知っておく必要があります。

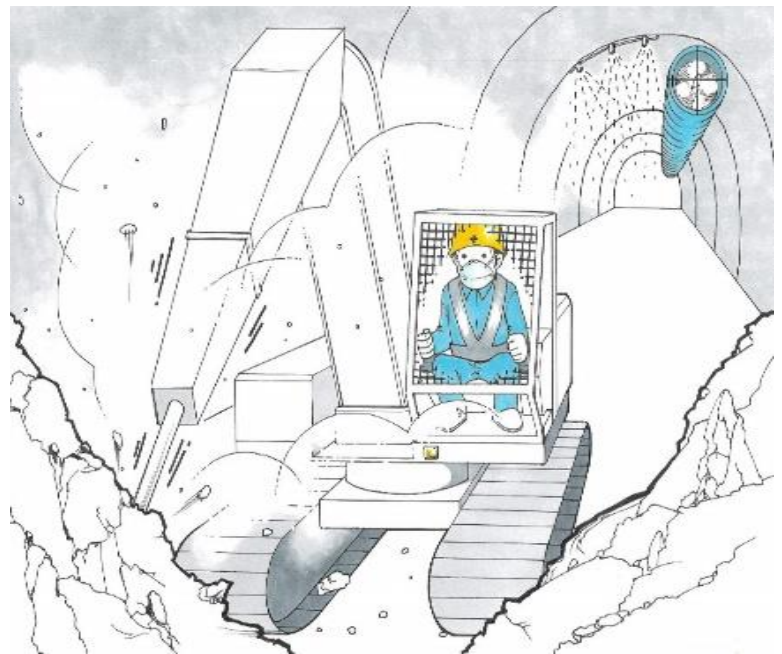
特定粉じん作業は労働安全衛生法の中に定義されており、特定粉じんは環境省の大気汚染防止法で現在石綿（アスベスト）のみが指定されています。後述しますが特定粉じん作業は粉じんが多く特に危険性が高い粉じん作業ということで、石綿の作業に限定したものではありません。

2. 粉じんの危険性

細かいほこり（粉じん）を、長時間にわたって吸い続けていると「じん肺^{注)}」にかかります。細かいほこりは感じにくいので、その環境下で作業を続けていると、30～40年後に深刻な症状を伴ってじん肺を発病します。そして、一度かかってしまうと治りません。

注) じん肺とは

じん肺の初期にはほとんど症状がありませんが、病気が進んでくると呼吸器症状が出てきます。最も多い症状は咳、痰、喘鳴、息切れです。心不全を合併すると下肢に浮腫が見られることもあり、長い年月をかけて肺がんを発症することもあります。肺炎などの呼吸器感染症にかかりやすく、主に鉱山や工事現場、建設業などでの作業に関連して発症する病気であることから、職業性肺疾患のひとつです。



そこで、粉じんが発生する場所で作業を行う方々のために、厚労省の労働安全衛生法に加えて【粉じん障害防止規則（粉じん則）】と【じん肺法】という特別なルールが作られ、国が長期にわたり作業員の健康を見守っています。

一方、環境省の大気汚染防止法の中にも特定粉じん（石綿のみ）に関わる条項があります。工事中のトンネル坑内など、粉じんが多い環境になりやすいため特に危険性が高いと考えられる場所で行われる作業は、法律において特定粉じん作業と定められ、特に注意が必要とされています。さらに、特定粉じん作業に就く作業員に対して特別教育を行うことが粉じん則により義務化されています。

粉じん被害をなくすには発生源を知ること、保護具の使い方を良く知ることが重要です。

粉じんは様々な場所で発生していますが

- ・ 工事中のトンネル内で発生する破碎した岩石に起因する粉じん
- ・ 生コン製造工場・住宅解体工事現場で出るコンクリートの微粉やほこり
- ・ グライNDERを使った時に出る金属の微粉
- ・ アーク溶接の金属ヒューム

などは、代表的な危険な粉じんです。

・ 大気汚染防止法における特定粉じん

石綿による大気汚染の未然防止、人の健康への影響に関する国民の関心の高まりなどから、1989年に大気汚染防止法が改正され、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、石綿を特定粉じんに指定し、規制することになりました。大気汚染防止法で特定粉じんとして指定されているものは現在石綿に限られ、同法施行令第3条（別表第2-2）で石綿製造用の施設が特定粉じん発生施設として指定されています。

<環境アセスメント用語集より引用>

4. 関係法令

●粉じん障害防止規則 (定義等)

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

同条第3号 特定粉じん作業 粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源（以下に掲げる箇所をいう）であるものをいう。

- ・ 坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
- ・ 鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
- ・ 鉱物等をずり積載機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- ・ 鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下同じ。積み込み又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）
- ・ 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式によるものを除く）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- ・ 屋内の、研磨材の吹き付けにより研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- ・ 屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式によるものを除く）により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
- ・ 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
- ・ 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- ・ 屋内の粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し又は散布する箇所
- ・ 屋内の、原料を混合する箇所
- ・ 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く）を重力により成形する箇所
- ・ 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所
- ・ 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
- ・ 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所

●じん肺法 (目的)

第1条 この法律は、じん肺に関し、適正なる予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

同条第3項 粉じん作業の範囲は、厚生労働省令で定める。

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》